

インフルエンザの出席停止について

インフルエンザにかかった場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。【発症した後5日経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで】学校を休んで回復に努めてください。学校への登校を再開するときは、学校感染症に係る出席停止報告書（インフルエンザ用）の用紙を保護者の方がご記入、押印していただき、処方箋のコピーを添付し担任へ提出してください。「出席停止」となった期間は「登校すべき日数」には入りません。（欠席に扱いにはしません。）ただし、学校感染症に係る出席停止報告書が提出されない場合は「欠席」の扱いとなりますのでご注意ください。

学校感染症に係る出席停止報告書（インフルエンザ用）

山形県立小国高等学校長 殿

年 組 番 氏名

《保護者記入欄》

【感染症名】

インフルエンザ（ ）型と診断を受けましたのでご報告いたします。

【出席停止の期間の基準】

発症した後5日経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

令和 年 月 日

受診医療機関名

保護者名

印

《小国高等学校 記入欄》

回	校長	教頭		教務	保健主事	養護教諭	担任
覧						戻り	

令和 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）

※担任が記入してください。また、出席簿への記入をお願いします。

出席停止期間の開始日は、学校を休んだ初日、もしくは早退した日の日付です。

定められた出席停止期間を超えての欠席は欠席扱いとなるため注意してください。